

これからの特別支援教育における学校図書館の方向性に関する一考察

—特別支援学校の学校図書館を中心に—

野 口 武 悟

1. はじめに

2007年4月、「学校教育法」が一部改正施行され、特別支援教育が正式にスタートした。特別支援教育は、従来の特殊教育（一般には障害児教育や養護教育とも呼ばれてきた）の成果を継承、発展させたものであるが、いくつかの違いも存在しており、その違いこそが特別支援教育を特徴づけているともいえよう。

従来の特殊教育と新たな特別支援教育の違いを整理すると、次の3点になる¹。

1つには、特殊教育が児童生徒の「障害」の種類と程度に対応した教育であったのに対して、特別支援教育では児童生徒の障害に起因する「特別な教育的ニーズ」に柔軟に対応する教育を志向していることである。つまり、どのような「障害」がある子どもなのかを把握し対応しようという従来の視点から一歩進んで、特別支援教育ではその子どもがどのような「ニーズ」を有しているかを把握し対応しようという視点に転換したのである。

2つには、従来の特殊教育が「障害」の種類と程度に応じて盲学校、ろう学校、養護学校または小学校・中学校内に設置された特殊学級という特別な教育の場での教育を原則としていたのに対して、特別支援教育では「特別な教育的ニーズ」に応じて特別支援学校（2007年4月より従来の盲学校、ろう学校、養護学校を一本化し、改称）や特別支援学級（2007年4月より特殊学級を改称）だけでなく、小学校・中学校の通常学級、通級指導教室、あるいはこれらを複数組み合わせて活用するといった多様な場を想定していることである。したがって、今後は、特別支援学校だけでなく、地域の小学校・中学校も特別支援教育に積極的に取り組んでいく必要が出てきた。

3つには、地域の小学校・中学校に在籍する「特別な教育的ニーズ」のある児童生徒の担当教員や保護者などに対する相談や支援などをを行うセンター的役割が特別支援学校に新たに付加されたことである。センター的役割の中身として、及川利紀は、「研究研修」、「資源活用」、「教育活動」、「教育相談」の4つを挙げている²。具体的には、及川によると、「研究研修」は特別支援学校のもつ特別支援教育に関する知識や経験を地域の小学校、中学校などの教員に伝えることなど、「資源活用」は特別支援学校が持っている人施設・設備、教材・教具・備品を開放したり、地域の小学校・中学校に貸出したりすることなど、「教育活動」は学校間交流や特別支援

学校に在籍している児童生徒の居住地の学校や地域での交流など、「教育相談」は就学前の幼児に関する相談から就学相談、学齢児童生徒に関する相談、卒業後の相談などが考えられるという。このように、これから特別支援学校は、校内の教育とともに、校外の（地域の）特別支援教育にも積極的に関わっていくことが求められている。

ところで、特殊教育から特別支援教育へと転換することになった背景についても整理しておきたい。背景としては大きく 2 つに整理できる^{3・4}。

1 つは、国際的な潮流である。1960 年代に北欧で提起されたノーマライゼーション (normalization) は、今日では多くの国で福祉政策、さらには社会の在り方そのものにも浸透しつつある重要な理念のひとつとなっている。わが国でも随所で取り組まれているバリアフリー (barrier free) やユニバーサルデザイン (universal design) は、このノーマライゼーションの理念を実現するための具体的な方策である。欧米各国では、1970 年代以降、ノーマライゼーションの理念に基づく学校教育システムの改革が行われ、一定の成果を収めつつある。具体的には、インテグレーション (integration) (アメリカではメインストリーミング (mainstreaming)ともいう) やインクルージョン (inclusion) など、「障害」のある児童生徒も「障害」のない児童生徒と可能な限り一緒に学べるようにしようという改革である。注目すべきは、1978 年にイギリスで出された『ウォーノック報告』であり、この報告のなかで世界で初めて「特別な教育的ニーズ」 (special educational needs) 概念が提起された。1994 年には、ユネスコ (UNESCO) とスペイン政府の共催で開催された「特別ニーズ教育に関する世界会議」において、学校教育システムをインクルーシブなものに改革することが必要であると提起され、また、子どもの「特別な教育的ニーズ」に基づく「特別ニーズ教育」 (special needs education) という考え方方が示された。以降、国際的に、「特殊教育」 (special education) から「特別ニーズ教育」への転換が進んでいる。わが国の特別支援教育も、この「特別ニーズ教育」の考え方をモデルとしている⁵。

もう 1 つは、国内の動向である。1990 年代に入ってから小学校・中学校の通常学級にかなりの割合で学習障害 (LD) や注意欠陥・多動性障害 (ADHD) などの軽微な発達障害のある児童生徒が在籍していることが分かつてきた。文部科学省の 2002 年の調査⁶では、通常学級に在籍する児童生徒の約 6% (40 人学級に換算して 1 学級当たり 2~3 人の割合に相当) に軽微な発達障害のある可能性が示されている。これら LD や ADHD などの軽微な発達障害のある児童生徒にどう対応していくのかが喫緊の課題となつたのである。ところが、従来の特殊教育では、その対象となる「障害」の種類と程度は文部科学省の基準によってあらかじめ決められており、そこには LD、ADHD などの軽微な発達障害が含まれていなかつたため、十分な対応が難しい状況であった。そこで、1990 年代末から特殊教育に代わる新たな枠組みづくりが模

索され、特別支援教育への転換が図られることになったのである。現在、特別支援教育の対象児童生徒数は、義務教育段階では、全学齢児童生徒の7～8%（従来の特殊教育では1.5%）とされている⁷。その大半は軽微な発達障害のある児童生徒であり、小学校・中学校に在籍しているものと考えられている。加えて、上述したような国際的な潮流を反映して、小学校・中学校の通常学校に入学・入級を希望する障害児とその保護者が増えつつあったことも、特殊教育の在り方そのものの見直しを迫る大きな要因になった。

以上のように、特殊教育から特別支援教育への転換に伴って、特別支援学校だけでなく、小学校や中学校も含めたすべての学校が特別支援教育に向き合わなければならなくなつた。当然ながら、学校内に置かれている学校図書館にも上述してきたような特別支援教育の理念と実施体制を反映した新たな方向性が求められてくることになるといえよう。新たな方向性をどこに見いだし、そしてそれをどう実現していくのかによって、学校図書館のこれから可能性は大きく左右されるといつても過言ではないだろう。

そこで、本稿では、特別支援学校の学校図書館に焦点を当て、特別支援教育の理念や実施体制、学校図書館の役割や現状などを参考にして、これからの特別支援教育において学校図書館に求められる新たな方向性を提示するとともに、その方向性を実現するためには何が必要なのかを考えていくことにしたい。

2. 学校教育における学校図書館の役割

本題に入る前に、まず、特別支援学校に限らずすべての学校⁸の学校図書館、そしてその運営の担い手である司書教諭や学校司書に共通する基本的な役割について整理しておきたい。

2.1 学校図書館の役割

学校教育において学校図書館はどのような役割を担っているのであろうか。この点については、すでに先行研究も多数存在するので、要点のみをおさえるにとどめる。

学校図書館は、「学校図書館法」（昭和28年法律第185号）第2条にあるように、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的として設置されている。教育課程の展開（具体的には授業）に寄与するためには、それに必要なさまざまな情報メディア（以下、メディアとする）を用意し、授業に必要な学習情報を児童生徒に提供することが欠かせない。これが学校図書館の役割の1つであり、一般に、学校図書館の「学習情報センター」としての役割といわれている。また、児童生徒の教養を育成するためには、児童生徒の内面を豊かにするようなさまざまな読書用のメディアを用意し、児童生徒を読書の

世界に誘っていくことが必要となる。これが学校図書館のもう1つの役割であり、一般に、学校図書館の「読書センター」としての役割といわれている⁹。(図1)

従来、学校図書館は、静かに読書をするところというイメージで捉えられ、「読書センター」としての役割のみが強調されるくらいがあった。しかし、近年になって、「調べ学習」など、教科書以外のメディアを活用した授業が盛んになっており、「学習情報センター」としての役割の必要性も高まっている。この2つの役割は、どちらか一方のみが重要というわけではなく、車の両輪のごとく、両者が等しくその役割を学校教育において発揮していくように、学校図書館を整備するとともに、運営していくなければならないといえる。

学習情報センターとしての役割

- (1) 児童生徒の学習ニーズに応えるメディアを、彼らの発達段階や個性、能力、興味・関心に即して、幅広く収集し、使いやすいように整理して利用できるようにする
- (2) メディアや情報をを利用して、自主的・自立的に学ぶ能力・態度の育成を支援する

読書センターとしての役割

- (1) 児童生徒の読書活動を奨励し、豊かな教養と人格の形成を支援する
- (2) 児童生徒の読書興味・読書能力の育成を支援する

(古賀節子編『学校経営と学校図書館』樹村房、2002年、pp.28-34をもとに作成)

図1 学校図書館の2つの役割

2.2 司書教諭・学校司書の役割

学校図書館の運営の実務を中心的に担うのが、司書教諭と学校司書である。なかでも、司書教諭は学校図書館運営の責任者であり、司書教諭が公共図書館や大学図書館の館長に相当する図書館主任（または図書主任）を務めるのが一般的である。しかし、司書教諭は、1953年の「学校図書館法」制定時から、同法第5条に配置が義務づけられていたにもかかわらず、その養成が間に合わないなどの理由から同法附則の規定によって「当分の間」配置が猶予され、配置されない状態が2003年3月まで続いた。1997年の「学校図書館法」一部改正によって、2003年4月から司書教諭の配置が進められることになったものの、配置が義務づけられたのは12学級以上の規模のある学校に限られ、11学級以下の規模の学校では、いまだに配置が猶予されたままである。そのため、義務教育諸学校における全国的な司書教諭の配置率は、12学級以上の規模の学校では、校種を問わず、ほぼ100%であるものの、11学級以下の規模の学校も加え

た学校数全体に占める割合でみると、50%台に過ぎない¹⁰。

一方、学校司書は、学校図書館担当の事務職員の総称で、発令上の職名は、自治体によって司書、司書補、図書整理員、読書指導員、学校司書などさまざまである。2003年4月に司書教諭の配置が進められるようになる以前から学校図書館の実務担当者として学校司書を配置する自治体は少なくなかった。しかし、学校司書は、「学校図書館法」などの学校教育関係法令上に明確な規定がなく、不安定な立場にある。不安定なのは、法令上の位置づけだけでなく、雇用面でも、非常勤や嘱託での雇用者が多く、司書教諭の配置が進むと雇い止めになるのではないかという不安を感じている学校司書は少なくないと聞く。現在、学校司書の全国的な配置率は、義務教育諸学校で30%台である¹¹。

しかしながら、司書教諭と学校司書は、その役割において、共通する部分はあるものの、異なる部分も多く、どちらか一方のみを配置すればよいというものではない。このことは、1997年の「学校図書館法」一部改正・施行の際に文部省が各都道府県教育委員会等に通知した「学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（平成9年6月11日文初小第447号）において、学校司書の役割は「司書教諭の役割とは別個のものであることに留意すること」と述べていること、また、古くは、文部省が1963年に編纂した『学校図書館の管理と運用』のなかで、両者の職務の具体的な内容を例示していることからも明らかである¹²。したがって、司書教諭と学校司書の両者を配置し、役割分担をして運営に当たるのが学校図書館運営の理想的な形態であるといえる。

では、司書教諭と学校司書の役割とは、何なのであろうか。両者の職務の具体的な内容を『学校図書館の管理と運用』をもとに整理すると、表1のようになる¹³。教員としての司書教諭は、「学校図書館運営計画の立案と実施」などの“管理的職務”や「学校図書館および学校図書館資料の利用指導」などの“指導的職務”を中心とし、事務職員としての学校司書は、「館内閲覧の事務」などの“奉仕的職務”や「学校図書館資料の発注・検収・諸帳簿記入」などの“技術的職務”を中心に担うことが示されている。これは、40年以上前に出されたものであるが、現在においても、表中に列挙されている内容に時代に即した新たな内容が追加されることはあるが、4つの職務の枠組みで捉える捉え方自体は妥当なものとされている¹⁴。

3. 特別支援学校の学校図書館に求められる新たな方向性

では、特別支援教育への転換に伴って特別支援学校の学校図書館に求められる新たな方向性とは何なのであろうか。

結論から述べれば、ひとつは、上述した学校図書館の基本的な役割を校内でより確かに發揮

表1 司書教諭と学校司書の職務内容例

	司書教諭	学校司書
管理的職務	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館運営計画の立案と実施 ・学校図書館業務の組織案の作成と管理 ・予算案の編成と支出の調整 ・校長への連絡・報告 ・学校内の諸組織との連絡・協力 ・他の学校図書館・公共図書館・研究組織等との連絡協力 ・学校図書館の評価と改善 	
指導的職務	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館および学校図書館資料の利用指導 ・児童生徒の興味と能力に応じた読書指導 ・学校図書館内における利用態度の指導 ・児童会図書部員・生徒図書委員の指導 ・読書会・鑑賞会・展示会などの集会、その他学校図書館行事の指導 	
奉仕的職務	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒および教師に対するレファレンス・サービス ・教師の教材準備に対する協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内閲覧の事務 ・館外貸出の事務 ・学校図書館資料の利用案内 ・視聴覚器材の保管・整備・操作
技術的職務	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館資料の選択と構成 ・分類の決定 ・目録の作成 ・新聞・雑誌記事索引の作成 ・特殊資料の作成 ・資料内容の研究と紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館資料の発注・検収・諸帳簿記入 ・簡単な分類作業 ・目録作業 ・図書の整備・配架・点検 ・図書以外の資料の整備 ・修理・製本 ・除籍事務 ・経理事務

(文部省編『学校図書館の管理と運用』東洋館出版、1963年をもとに作成)

できるように、「学校図書館」を「学校図書館メディアセンター」化していく方向性であり、もうひとつは、「学校図書館メディアセンター」化をふまえて、それを地域の特別支援教育のためのメディア・リソースとして、地域にも開かれた存在にしていく方向性である。以下、それについて詳述する。

3.1 学校図書館から学校図書館メディアセンターへ

ひとつめは、「学校図書館」を「学校図書館メディアセンター」化していく方向性である。これは、学校図書館が「学習情報センター」そして「読書センター」としての役割を發揮して、校内の児童生徒の学習情報ニーズ、読書ニーズにより確かに応えていくために不可欠な改革といえよう。「特別な教育的ニーズ」のある児童生徒の学習情報ニーズ、読書ニーズは、実に多種多様であり、十人十色である。この傾向は、今後一層強まることはあっても、弱まることはないだろう。こうした多種多様な学習情報ニーズ、読書ニーズに応えるためには、多種多様なメディア（紙メディアはもちろん、視聴覚メディア、電子メディア、実物メディアなど）が用意されていなければならない。したがって、「図書」などの紙メディアを中心に扱ってきた従来の「学校図書館」が、こうした多様化するニーズに対応することはもはや限界に近づいてきている。これからは、「学校図書館」の概念を拡張し、校内の多種多様なメディアを一元的に扱う「学校図書館メディアセンター」に転換していかなければならぬ。

これまで、学校図書館は校内で影が薄い存在であるとか、忘れられた存在であるなどといわれることが少なくなかった。それはなぜなのかと考えれば、必要性がそれほど高くなかったからに他ならない。特別支援学校の教育活動においては、「教科書」よりも、その他のメディアの存在が大きい¹⁵にもかかわらず、である。その背景には、大きく 2 点を指摘できる。1 つに、文部科学省の学校図書館充実策が「図書」中心であることが指摘できる。具体的には、学校図書館メディアの基準を示した「学校図書館図書標準」（1993 年初等中等教育局長通知）はその名の通り「図書」だけの基準であるし、2007 年度から毎年約 200 億円を地方交付税交付金として措置する「学校図書館図書整備 5 か年計画」も「図書」整備のための予算措置である¹⁶。これでは、学校現場が“学校図書館＝図書”という認識から脱却できないのも無理はない。2 つに、校内でのメディアを取り扱う分掌が学校図書館を担当する「学校図書館部」以外にも「視聴覚教育部」や「情報教育部」などメディアの種類ごとに分散しており、しかも、互いの分掌間の連携が希薄であるなどの“縦割り行政”的色彩の強いことが指摘できる¹⁷。また、「学校図書館」とはほとんどつながりがない状態で各学級に「学級文庫」が置かれることも多く、それで事足れりとしてしまう状況があったことも見逃せない。こうした状況を改善し、校内のメディアを一元的・総合的に扱う「学校図書館メディアセンター」へと転換することができれば、校

内の学校図書館の存在感も大きく向上するのみならず、日々の教育活動でも学校図書館が有効活用される可能性が高まることは間違いない。

いま改めて「学校図書館法」を再読すると、第2条において、「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料」すべてを「図書館資料」と定義し、学校図書館の収集と提供の対象と規定していることが分かる。したがって、「図書」にのみ固執してきた従来の学校図書館像は、「学校図書館法」に謳われたそれとは大きく乖離したものであったといえよう。「学校図書館メディアセンター」化の方向は、真新しく斬新なものというよりはむしろ、「学校図書館法」制定当時に想定された本来の学校図書館の姿を現代的な状況も反映した形で実現しようとするものに他ならないのである。欧米では、40年ほど前より多種多様なメディアを扱う「学校図書館メディアセンター」への転換が進んでおり、実務上、参考になろう¹⁸。

なお、ここでいう「学校図書館メディアセンター」とは、単に場所のことだけを指すのではなく、機能のことを指している。もちろん、多種多様なメディアが「学校図書館メディアセンター」として一か所にまとまっていれば理想的だが、校内の教室配置の問題などで一か所に設置することができない学校も少なくないだろう。たとえ場所を一本化できなくても、一体的にうまく機能することができればよいのである。そのためには、ひとつの分掌のもとに一元的・総合的に管理・運営し、サービスを提供できる体制が構築されなければならない（図2）。

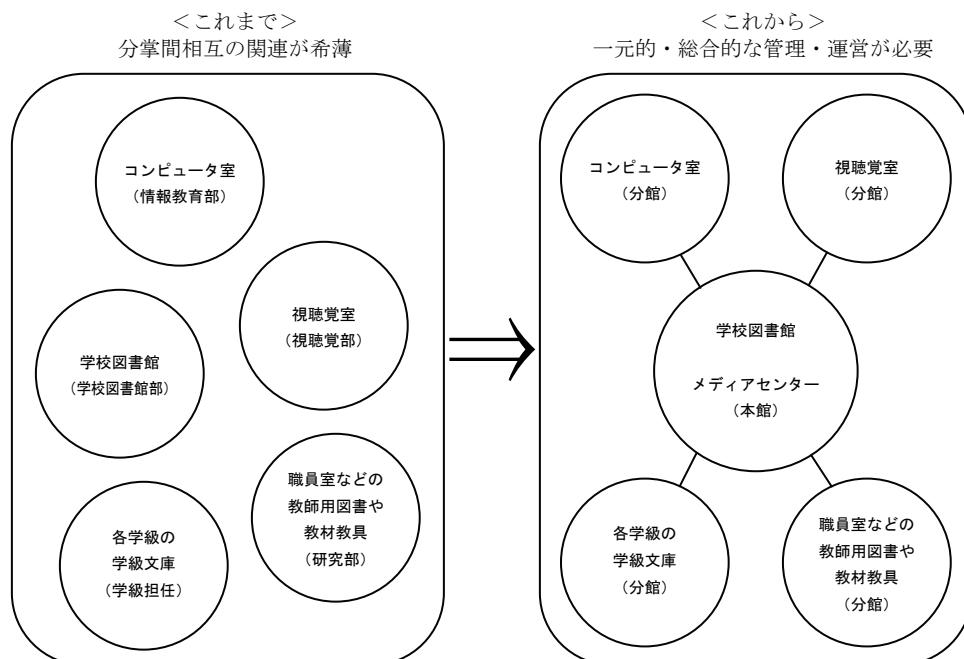


図2 これまでとこれからの特別支援学校内におけるメディア担当分掌組織の概念図

3.2 地域に開かれた特別支援教育のためのメディア・リソース

もうひとつは、特別支援学校の「学校図書館メディアセンター」を校外の（地域の）小学校・中学校に在籍する「特別な教育的ニーズ」のある児童生徒、そしてその担任や保護者などにも開かれた特別支援教育のためのメディア・リソースしていく方向性である。

すでに述べたように、小学校・中学校で特別支援教育を受ける児童生徒の割合のほうが多くなっている。しかしながら、小学校・中学校の学校図書館において、自校に在籍する「特別な教育的ニーズ」のある児童生徒のために、そのニーズに応じたメディアを整備し、提供しているところはほとんどないのが現状である。例えば、弱視の児童生徒には、その障害特性とニーズに応じて、拡大図書や拡大読書機、点字図書などが不可欠であるが、これらを学校図書館に所蔵している小学校・中学校はほとんどない。現実問題として、予算やスペースに制限がある以上、小学校・中学校の学校図書館ではこうした特別なメディアの整備をしたくてもできないというのが正直なところであろう。

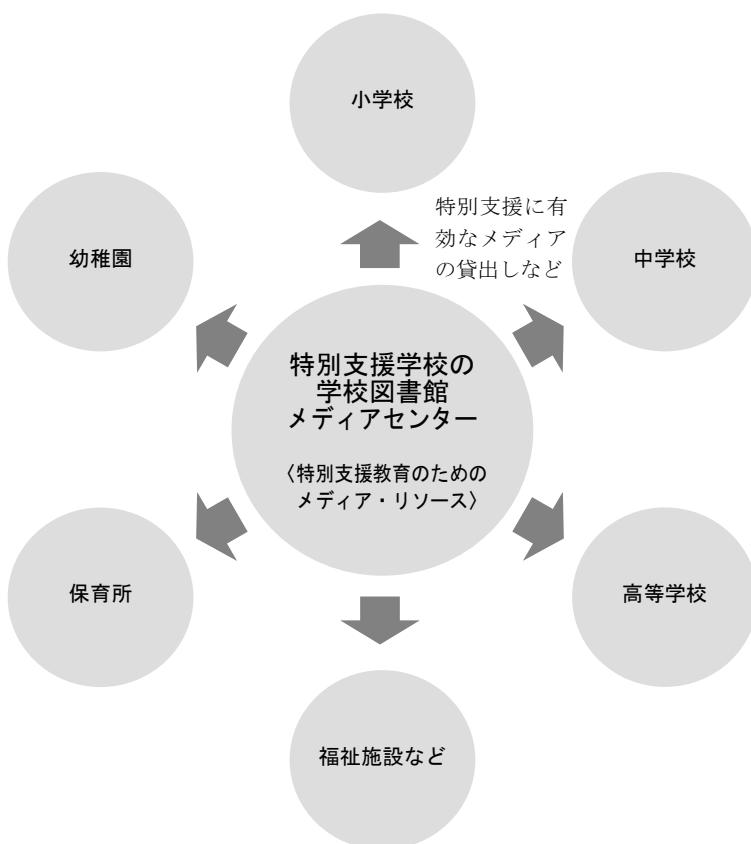


図3 地域の特別支援教育のためのメディア・リソースとしての特別支援学校の学校図書館メディアセンター

そこで、特別支援学校の「学校図書館メディアセンター」を地域にも開かれた特別支援教育のためのメディア・リソースとして活用することができれば、上述したような問題をかなりの部分軽減することが可能であると考えられる。特別支援教育への転換に伴って、特別支援学校には地域の小学校・中学校の担当教員などの相談や支援などを行うセンター的役割が付加されたことはすでに述べた。このセンター的役割の 1 つである「資源活用」の一環として、「学校図書館メディアセンター」によるメディアの貸出などを位置づけ、実施していくのである（図 3）。もちろん、実施の前提には、3.1 で述べた「学校図書館」の「学校図書館メディアセンター」化が実現されている必要がある。まずは、校内の学校図書館を取り巻く環境や条件の整備が不可欠であることは言うまでもない。

4. 新たな方向性を実現するための諸課題

以上、2 つの方向性を提示したが、実現するためには、特別支援学校の学校図書館が現在抱えている諸課題を解決していく必要がある。その諸課題とは、大きく以下の 5 点に整理することができる。

4.1 人的体制の整備

まずは、学校図書館を担当する司書教諭と学校司書の充実が不可欠である。充実といったときに、量的な側面と質的な側面の両方を満たしていく必要がある。量的な側面としては、(1) 配置の促進を図ることと (2) 学校図書館に専念できるように専任化を図ることの 2 つがあげられる。また、質的な側面としては、研修機会の確保を図ることがあげられる。

司書教諭と学校司書の配置促進といったときに、まず、配置状況を確認しておく必要がある。筆者らが 2004 年に埼玉県内の特別支援学校を対象に行った調査¹⁹によると、回答学校数に対する司書教諭の配置率は 72% であった。しかし、特別支援学校では、司書教諭は、小学校や中学校のように学校単位ではなく小学部、中学部、高等部の学部単位で配置されるため、配置が法的に義務づけられている 12 学級以上の規模の学部がひとつもない学校では 1 人も司書教諭が配置されない一方で、12 学級以上の規模の学部が複数ある学校では複数名の司書教諭が配置されるという不均衡な状況が見られた。なお、学校司書に関しては、盲学校にのみ配置されていた。全国的にも似たような傾向が示されているようである²⁰。したがって、司書教諭の配置を 12 学級以上の規模の学部がない学校にも義務づけるように学校図書館法を改正し、司書教諭未配置校の解消を図ることが急務である。また、可能な限り、小学部、中学部、高等部の全学部に配置することが求められる。さらに、現在の学校図書館法にはまったく規定のない学校

司書についても法令上に明確に規定する改正を行うとともに、学校司書の全校配置も求められる。すでに述べたように、司書教諭と学校司書は、役割を異にするものであり、いずれか片方の配置で学校図書館の充実・発展は望めない。学校図書館の上述したような方向性を実現するためには、司書教諭と学校司書の双方を配置し、二人三脚で運営にあたる体制を築くことが欠かせない。

次に、司書教諭や学校司書を配置しても、学校図書館の職務に専念できない状況が改善されなければならない。これは、司書教諭に関しては、その定数が、現行の「教職員定数」上に規定されていないことに起因するものである。そのため、司書教諭の大多数は、教諭との兼任発令となっている。特別支援学校で司書教諭を専任発令しているのは、一部の国立大学附属学校や公立学校に限られており、専任司書教諭の数は全国でも一ヶタ台と推察される²¹。兼任発令の場合、学級担任や教科担任等の通常の教諭の職務をしながら司書教諭の職務にあたることになるが、司書教諭の職務にあたる時間を確保することは、現実的には難しく、司書教諭の職務はどうしても後回しになりやすい。やはり、「教職員定数」を改定して司書教諭の定数を確保し、司書教諭を専任発令できるようにする必要がある。文部科学省が2005年に公表した「第8次教職員定数改善計画」では、小学校、中学校のみであったが司書教諭の定数化が盛り込まれた²²。しかし、この計画は、結局、財務省との予算折衝で頓挫してしまった。したがって、当面は、兼任発令の司書教諭がその職務に当たる時間を確保するために、授業担当時間を軽減したり学級担任を免除するなどの負担軽減措置を講じる必要がある。また、学校司書に関しては、勤務日時が限られる非常勤や嘱託などの雇用形態が多く、正規雇用の場合でも事務室の仕事との兼務を命じられるケースもあるなど、学校図書館専任で勤務できないケースが少なくない。これは、すでに2.2で述べたように、法令上の位置づけが明確でないことに起因するものであり、「学校図書館法」等の改正が欠かせない。

さらに、特別支援学校の司書教諭や学校司書には、これまで研修の機会が十分に保障されてきたとは言い難い。そもそも、特別支援学校の司書教諭や学校司書には、特別支援教育と学校図書館双方の専門性が求められる。しかし、現職者を対象に“特別支援学校の学校図書館”をテーマとした研修が行われることは皆無に等しいのが現状である。もっといえば、現行の（もちろん、過去においても）大学における特別支援学校教員の養成課程のカリキュラム（文部科学省令科目）のなかに、学校図書館に関する科目は含まれていないし、司書教諭や司書の養成課程のカリキュラム（文部科学省令科目）のなかにも、特別支援教育に関する科目が含まれていないのである。いわば、“特別支援学校の学校図書館”は、特別支援教育、学校図書館双方の視点から抜け落ちていたといつても過言ではない。対照的なのは、欧米の動向である。例えば、イギリスでは、学校図書館協議会が学校図書館職員を対象とした特別ニーズ教育の研修会を定

期的に開催している²³。わが国でも、都道府県教育委員会や全国学校図書館協議会などが、こうした研修の機会を用意し、質的な側面での充実を図っていく必要があろう²⁴。

以上に加えて、学校図書館担当の分掌組織の構成人員を増やすことも必要である。通常、学校図書館は、司書教諭、学校司書のほかに、4~5名の教職員から成る「学校図書館部」などの分掌組織を構成して、管理・運営に当たることが一般的である。ところが、先に紹介した埼玉県内の特別支援学校を対象に行った調査では、学校図書館を担当する分掌組織が校内になく、すべて司書教諭1人でこなしているという声が複数の学校から寄せられた²⁵。司書教諭、学校司書の量的、質的な充実を図るのはもちろんあるが、校内の管理・運営の在り方を見直さず、先に提示した2つの方向性を実現しようとすれば、司書教諭、学校司書の負担が増すだけで、決していい結果は生まれない。この点については、次に述べる管理・運営組織の統合・再編とも深く関連する。

4.2 管理・運営組織の統合・再編

すでに3.1で述べたように、校内でのメディア担当分掌組織の“縦割り行政”的解消が急がれる²⁶。すなわち、「学校図書館部」は図書だけを担当していればよく、視聴覚メディアは「視聴覚教育部」が担当し、電子メディアは「情報教育部」が担当するというようにメディアの種類ごとに分かれていたのでは、新たに開発されたメディア（例えば、次の4.3で述べるマルチメディアDAISYなど）を導入しようとするとき、それをどこが扱うのか定かでないばかりに導入を躊躇したり、導入したとしても、今度は利用・活用に際してそれらのメディアをどこが扱っているのか教職員にも分かりにくく、結局は積極的な利用・活用に至らないという悪循環に陥る可能性が高い。

こうした弊害を解消するためには、メディアの種類ごとに分かれている「学校図書館部」、「視聴覚教育部」、「情報教育部」などの分掌組織を統合・再編し、「学校図書館メディアセンター部」のような組織に一本化してすべてのメディアを一元的・総合的に管理・運営できる体制を構築しなければならない（図2参照）。小学校の例ではあるが、北海道の生田原町（現在の遠軽町）立生田原小学校では、「学校図書館部」と「情報教育部」を統合・再編して、「学習情報センター」という新たな分掌組織を設けて、学校図書館とコンピュータ室を一元的・総合的に管理・運営できるような見直しを行っている²⁷。こうした事例は、特別支援学校においても大いに参考になる。

4.3 学校図書館メディアの整備

学校図書館メディアの整備といったときに、従来であれば、まず、「図書」の整備ということ

が第一にきたであろう。もちろん、「図書」の整備は、重要である。文部科学省が設定した「図書」の基準冊数である「学校図書館図書標準」を充足していることが最低限必要であることはいうまでもない。

しかし、「特別な教育的ニーズ」のある児童生徒の学習情報ニーズ、読書ニーズに対応していくためには、「図書」以外の視聴覚メディア、電子メディア、実物メディアなどの多種多様なメディアも不可欠であり、計画的、かつ積極的に整備していく必要がある。

なかでも、近年、LD²⁸ や知的障害、精神障害のある児童生徒の読書や学習に有効なメディアとして国際的に注目を集めている DAISY、マルチメディア DAISY を積極的に整備していくことが必要であろう。DAISY とは、Digital Accessible Information System（アクセシブルな情報システム）の略語で、簡単に言えば、CD 形態のデジタル録音図書の国際標準規格のことである。視覚障害のある人たちのために作られてきた従来のカセットテープ型の録音図書では、録音可能時間が少なかったり、再生回数に限界があったことなどから、1990 年頃からデジタル録音図書の研究・開発が進められてきた。現在では、スイスにある DAISY コンソーシアムが開発と維持を行っており、音声だけでなく、テキスト、画像もシンクロすることができるマルチメディア DAISY も開発されている（図 4）。これは、視覚障害のある人だけでなく、LD や知的障害、精神障害の人にも有効なメディアであることが国際的に実証されている。マルチメディア DAISY が普及すれば、これまで「読書」という行為に大きな困難を伴いがちだった LD や知的障害、精神障害の人たちに計り知れない恩恵をもたらすものと考えられる。



図 4 マルチメディア DAISY の一例

わが国では、東京にある財団法人日本障害者リハビリテーション協会が DAISY コンソーシアムの正会員として、DAISY の普及に取り組んでいる²⁹。ただし、マルチメディア DAISY に関しては、残念ながら、製作・頒布されているタイトル数は著作権法上の制約からまだ少なく（表 2）、また、DAISY の存在を知らない特別支援教育関係者が多いという実情もあり、特別支援学校への普及があまり進んでいないのが現状である。今後は、財団法人日本障害者リハビリテーション協会を中心に文部科学省、教育委員会、特別支援学校などが協力して普及に取り組んでいく必要があろう。

表 2 日本障害者リハビリテーション協会で実費頒布されている
マルチメディア DAISY のタイトル

（2007 年 11 月現在）

タイトル	著者	助成・協力	価格	備考
ごんぎつね	新美南吉	(独) 福祉医療機構	500 円	
三匹のこぶた		(独) 福祉医療機構	500 円	
The three little pigs		(独) 福祉医療機構	500 円	英語版
マッチ売りの少女	アンデルセン	(独) 福祉医療機構	500 円	
The little match girl	アンデルセン	(独) 福祉医療機構	500 円	英語版
蜘蛛の糸	芥川龍之介	(独) 福祉医療機構	500 円	
はなさかじい	渡辺節子	(独) 福祉医療機構 ／世界文化社	140 円	
ねずみのよめいり	木暮正夫	(独) 福祉医療機構 ／世界文化社	140 円	
児童の権利に関する条約	ユネスコ		500 円	
百人一首			500 円	
バースデーケーキができたよ	くぼりえ		500 円	
赤いハイヒール	ソールセン	ボーイング社	1,500 円	絵本付

*DAISY の詳細は、(財) 日本障害者リハビリテーション協会の運営するサイト「Welcome to DAISY」(<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/index.html>) に詳しい。

なお、こうしたメディアを整備するには当然ながら相応の予算が必要であることから、予算の問題を抜きには語ることができない。筆者が 2006 年 8 月に参加した学校図書館関係の全国的な研究会での報告によると、東北地方のある県立養護学校では、年間の学校図書館予算は 0 円であり、「図書」などは寄贈に頼って整備しているという驚くべき実態が報告されていた³⁰。ここまで酷い実態は例外的であるにしても、予算が少ないという話はよく耳にする。また、筆者らが埼玉県で行った既出の調査では、学校図書館の年間予算は 10 万円未満から 70 万円までと学校間でのばらつきが大きい実態も浮き彫りになっている³¹。いくら多種多様なメディアを

整備する必要を説いても、それに必要な予算が確保されなければ話にならない。ここには、各学校以上に教育委員会の責任が大きいことを指摘しておかなければならない。

4.4 ネットワークの形成

以上の学校図書館メディアの整備は、基本的には各学校単位で責任を持って取り組むべきであるが、現実には各学校が単独で取り組むには予算の面などで限界もある。そこで、特別支援学校の学校図書館間でネットワークを形成し、お互いに助け合いながらメディアの整備等に取り組むことができれば、その限界の幾分かを緩和することができる。

すでに、小学校や中学校などでは、市内の学校図書館間でネットワークを形成し、総合目録の整備やメディアの相互貸借などを実施しているところがある（埼玉県さいたま市³²、千葉県袖ヶ浦市³³など）。こうした小学校・中学校での事例をもとに、特別支援学校でもネットワークを形成し、総合目録を構築したり、メディアを相互貸借できる体制を構築することが必要であろう（図5）。ここには、特別支援学校以外にも、県立図書館や視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館）など、障害児・者用のメディアを所蔵する学校図書館以外の図書館などにも加わってもらえば、それだけ共有できるメディアの幅が広がる。

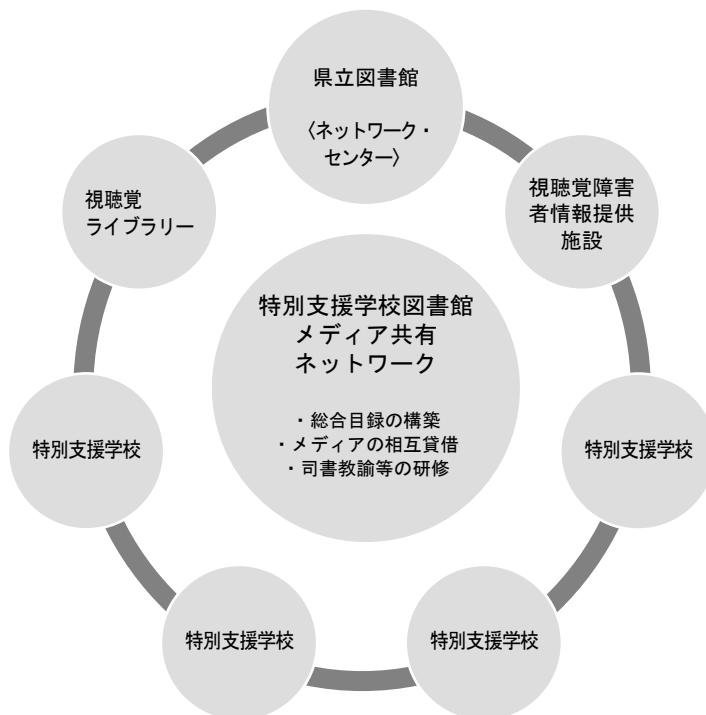


図5 特別支援学校図書館メディアの共有ネットワーク構想図

ただし、ここでも、予算の問題が立ちはだかる。また、このネットワークをどこが中心となつて運営するのかという問題もある。上述したさいたま市や袖ヶ浦市では、学校図書館支援センターを市立図書館や市教育センターの中に設置して、この学校図書館支援センターがネットワーク運営の中心となっている。筆者が構想する特別支援学校のネットワークの場合、図5のように、県立図書館をネットワーク・センターと位置づけたが、県立図書館と県立特別支援学校では、教育委員会内の所管部局が違うなど課題も多い。スムースな運営のためには、モデル事業を実際に行って検討していく必要があろう。

4.5 施設・設備の整備

最後に、施設・設備の整備である。先の埼玉県内の特別支援学校を対象とした筆者らの調査では、学校図書館の設置率は100%であったものの、その実態は、知的障害児のための養護学校で遊戯室や会議室などの併用が4割以上を占めていた³⁴。

しかし、すでに述べたように、学校図書館が学校図書館メディアセンターに転換するとともに、地域の特別支援教育のためのメディア・リソースとして特別支援学校のセンター的役割の一翼を担おうとするとき、その拠点としての専用施設の存在は不可欠である。また、どの教室からも利用しやすいように、そして地域の人たちもアクセスしやすいように、可能な限り、校内の一階の中心部に配置することが望まれる。さらに、学校図書館の施設・設備のさらなるバリアフリー化（新たに改築ないし新築する場合には、ユニバーサルデザインの設計）の推進が必要なことはいうまでもない。

5. おわりに

以上、本稿では、これから特別支援教育において学校図書館に求められる新たな方向性を提示するとともに、その方向性を実現するために解決すべき諸課題を考察してきた。上述した諸課題は一朝一夕には解決しがたいものも少なくないが、特別支援教育が正式にスタートした今こそ、特別支援教育の理念と実施体制を反映した学校図書館に生まれ変わるべく、積極的な取り組みが求められる。そのためには、司書教諭や学校司書だけではなく、校長や教職員、教育委員会関係者など、特別支援教育に携わるすべての人たちの協力が不可欠である。加えて、特別支援教育に携わるすべての人たちが、改めて、学校図書館の果たす役割や現状を認識し、学校図書館に対する理解を深めることも欠かせない。本稿が、ささやかながらも、その一助になるとすれば幸いである。

(付記)

本稿は、2007年11月19日に鳥取県立鳥取養護学校で開かれた鳥取県内特別支援学校図書館担当者研修会（鳥取県立図書館主催）において筆者が行った講演「これから特別支援学校における学校図書館の方向性」の内容をもとに執筆したものである。

参考文献

- 北克一編著『学校経営と学校図書館、その展望』青弓社、2004年。
- 全国学校図書館協議会編『これからの学校図書館と司書教諭の役割：改正学校図書館法マニュアル（改訂版）』全国学校図書館協議会、2000年。
- 全国学校図書館協議会編『これからの学校図書館と学校司書の役割：配置促進と法制化に向けて』全国学校図書館協議会、2005年。
- 全国学校図書館協議会編『学校図書館・司書教諭講習資料（第5版）』全国学校図書館協議会、2006年。

注及び引用文献

- 1 文部科学省特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議『今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）』、2003年。
- 2 及川利紀「これからの盲・聾・養護学校に求められる役割としての「地域支援センター」機能－支援ネットワークシステム構築のための新たな核の一つとして－」『SNEジャーナル』第8巻、2002年、pp.22-33。
- 3 野口武悟「特別支援教育と学校図書館」坂田仰ほか編著『学校図書館の光と影：司書教諭を目指すあなたへ』八千代出版、2007年、pp.154-155。
- 4 荒川智「特別なニーズ教育の世界の動向と日本の特別支援教育」『茨城大学教育学部紀要（教育科学）』第51号、2002年、pp.93-109。
- 5 ただし、「特別ニーズ教育」と「特別支援教育」には相違点も少なくない。例えば、「特別ニーズ教育」では移民の子どもなど言語的、社会的な要因に基づく「特別な教育的ニーズ」のある子どもも対象に含めているが、日本の「特別支援教育」では何らかの心身の障害に基づく「特別な教育的ニーズ」のある子どもに対象を限定している。
- 6 文部科学省『「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」調査結果』、2002年。

- 7 前掲 1 のデータに基づく。
- 8 以下、本稿でいう学校の範囲は、「学校図書館法」第 2 条に規定する学校の範囲、すなわち、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校とする。
- 9 古賀節子編『学校経営と学校図書館』樹村房、2002 年、pp.28-34。
- 10 文部科学省「学校図書館の現状に関する調査結果について」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/04/07050110.htm) (2008 年 1 月 6 日最終閲覧)、2007 年。
- 11 前掲 10 と同じ。
- 12 司書教諭と学校司書の役割は別個のものであることを示しておきながら、学校司書については法令上の位置づけを曖昧なままにしておく文部科学省の対応は矛盾しているといわざるを得ない。
- 13 文部省編『学校図書館の管理と運用』東洋館出版、1963 年。
- 14 塩見昇『学校図書館職員論：司書教諭と学校司書の協同による新たな学びの創造』教育史料出版会、2000 年、pp.166-171。
- 15 特別支援学校においては、「学校教育法」第 107 条の規定により、文部科学省検定済み教科書以外の教育用図書を使用することができることになっている。この「教科書以外の教育用図書」は「107 条本」と一般に呼ばれており、児童生徒のニーズに応じて絵本などの多様な紙メディアが用いられている。また、実際の教育活動においては、紙メディアのほかにも、児童生徒の障害を補償し、ニーズに応じた指導を行うために、視聴覚メディア、電子メディア、実物メディアが多用されている。
- 16 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「新たな学校図書館図書整備 5 カ年計画について」『学校図書館』第 683 号、2007 年、pp.14-15。
- 17 筆者が 2007 年 11 月から 12 月にかけて実施した「特別支援学校における学校図書館の現状に関する調査（全国悉皆調査）」（平成 19 年度～平成 20 年度文部科学省科学研究費補助金・若手研究（B） 課題番号：19700233 の一部として実施）の暫定集計結果による（現在、詳細は分析中であり、まとまり次第別稿において報告予定）。
- 18 アメリカの動向については、野口武悟「アメリカの SNE における学校図書館の歴史的概観とメディアスペシャリストに求められる今日的役割」『現文研』第 83 号、2007 年、pp.57-73。において、歴史的経過を中心に若干の報告を行ったほか、以下のような文献が参考になる。
Macon, Myra *School library media services to the handicapped*, Greenwood Press, 1982 年。 ; Walling, Linda L. & Karrenbrock, Marilyn H. *Disabilities, children, and libraries : mainstreaming services in public libraries and school library media center*, Libraries

- Unlimited, 1993 年。; Wesson, Caren L. & Keefe, Margaret J. *Serving special needs' students in the school library media center*, Greenwood Press, 1995 年。
- 19 野口武悟・細渕富夫「埼玉県内の特殊教育諸学校における学校図書館の現状と課題—学校図書館司書教諭及び学校図書館施設・設備の実態調査を通して—」『埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』第 4 号、2005 年、pp.209-221。
- 20 前掲 17 と同じ。
- 21 前掲 17 と同じ。
- 22 文部科学省「第 8 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画—学力の向上のための少人数教育の充実を図る教職員定数の改善—」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/016/05102401/001/005.pdf) (2008 年 1 月 6 日最終閲覧)、2005 年。
- 23 松戸宏予「イギリスの特別なニーズ教育と学校図書館の関わり—社会背景と学校図書館調査事例をもとに—」『図書館情報メディア研究』第 3 卷第 1 号、2005 年、pp.89-120。
- 24 近年、熊本県や鳥取県では、教育委員会や県立図書館が主催して研修会を開催している。具体的には、熊本県では県教育委員会主催で「子どもたちの読書活動推進のための情報保障等研修会」、鳥取県では県立図書館主催で「鳥取県内特別支援学校図書館担当者研修会」を開催している。
- 25 前掲 19 と同じ。
- 26 通常は、分掌組織にあわせて予算費目も“縦割り”になっていることが多く、その見直しの検討も同時に必要である。
- 27 瀬川良明・木山順子「学習情報センター教育のデザイン—生田原小学校における情報リテラシーの授業実践」『へき地教育研究』第 57 号、2002 年、pp.21-34。
- 28 LD の児童生徒には、その障害特性として、読みに障害を持つものが多い。これを特に読字障害 (Dislexia) という。
- 29 詳しくは、(財)日本障害者リハビリテーション協会の運営するサイト「Welcome to DAISY」(<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/index.html>) が参考になる。
- 30 2006 年 8 月に郡山女子大学で開かれた「第 35 回全国学校図書館研究大会（郡山大会）」の障害児教育分科会での報告による。
- 31 前掲 19 と同じ。
- 32 さいたま市学校図書館支援センターのサイト (<http://www.saitama-city.ed.jp/08sien/04tosyoc.html>) に詳しい。
- 33 袖ヶ浦市学校図書館支援センターのサイト (<http://www.sodegaura-chb.ed.jp/sien/>

shiencenter.htm) に詳しい。

³⁴ 前掲 19 と同じ。